

令和元年度

泉南市行政評価第三者評価について

令和2年2月10日

泉南市行政評価第三者評価委員会

# 令和元年度第三者評価（平成30年度実施施策）について

## 1. はじめに

地方自治体は、自らの責任により政策を決定し、地域の特性を生かしたまちづくりを行っていくことが求められています。

しかし、厳しい財政状況や市民ニーズの多様化等、行政を取り巻く環境変化の中で、地方自治体に課せられる責任はますます増大しており、事業の選択や集中による資源（人員・予算）の適切な配分や市民の視点に立った成果重視の効果的・効率的な行政運営の実施、これらの変化に柔軟に対応できる仕組みづくりを構築していくことが大きな課題となっています。

このような中、事業の一つひとつについて、「本当に市が税金を使って行うべき事業なのか」、「より成果を向上させることはできないのか」、「方法を工夫して経費の節減が図れる余地はないのか」等、様々な角度から点検し課題を解決するため、泉南市においても行政評価を導入し、事務事業評価と施策評価の2つの評価を活用することとしています。

事務事業評価については、市が行う事務事業について、目的妥当性（必要性）・有効性・効率性等の視点から自らが客観的に点検することで、行政活動の目的を明らかにし、その結果を事業の選択や優先順位付け、事業の見直しや進め方の改善など予算との連動性を高め、以後の行財政運営に反映するとされています。また、施策評価については、事務事業全体の最適化に向け、予算や人員などの経営資源の有効な配分を図り、施策で意図した成果の達成や更なる上位施策を実現するために施策を構成する事務事業の方向性はどのようにあるべきかを考えることとされています。

そして、平成29年度に導入された学識経験者や公募市民による第三者評価が今回で3回目となり、評価結果について次年度の行政運営への反映がみられました。

私たち第三者評価委員会としまして、市の考えや意向にこたえるべく、第三者評価では、「第5次泉南市総合計画」に位置付けられた181の施策から評価対象として12施策を選定し、検証を行い、評価と意見を取りまとめたところです。

## 2. 第三者評価の役割

行政評価については、成果志向による行政経営の実現や職員の意識改革などのツールとして継続して実施し、事業の成果や効率性について市民へ説明を果たしていく必要があると考えています。

私たちが行う第三者評価には、事務事業の点検や市が実施する行政評価を充実させ、客観性及び透明性を確保することを目的に、公正公平な立場から行政評価制度の改善等に向けた検証を行うとともに、行政評価結果について評価を行うことが求められています。

### 3. 第三者評価対象施策

本年度の第三者評価では、昨年度に引き続き「第5次泉南市総合計画」に位置付けられた181の施策・小の内、次の視点を基準として、全体のバランスを考慮しながら評価対象施策を選定したところです。

◎総合計画の政策にあたる第1章から第6章を基に、これまで第三者評価を実施していない担当課の内12施策を選定

選定された施策については、それぞれの内容に関して、担当課とのヒアリングを通して検証を行い、施策の対象や意図、現状と改善策を踏まえ、事務事業の妥当性、施策の進捗状況、資源の方向性について評価を行い、意見を述べるとともに、今後の施策推進に向け、担当課として対策を講ずべき重要視点、施策運用に関する改善点についても取りまとめたところです。（別紙施策評価に対する外部評価シート参照）

	総合計画体系	施策（小）名	担当課
1	1（1）① 4）	子どもの権利の擁護	人権教育課
2	1（3）② 5）	就学・進路支援の充実	学務課
3	1（4）② 1）	活動・発表・交流の場と機会の提供	文化振興課
4	1（4）③ 3）	ネットワークによる青少年センターの育成	青少年センター
5	2（2）② 2）	健康教育・健康相談の推進	保健推進課
6	3（1）① 2）	農地の保全と活用	農業委員会
7	5（1）③ 3）	公園・緑地の維持管理	住宅公園課
8	5（2）⑤ 2）	市営住宅の維持管理	住宅公園課
9	6（2）① 2）	人材の育成と活用	人事課
10	6（2）① 3）	高度情報化の推進	総務課
11	6（2）② 1）	情報公開の推進	総務課
12	6（2）② 4）	広報機能の充実	秘書広報課

## 4. 第三者評価結果

今回選定された12の施策にかかる本評価委員会の評価については、ヒアリングを通じてその内容の説明を受け、委員各々の視点により評価を行ったものであり、別添のとおり施策評価ごとに評価シートをとりまとめましたので参照してください。

### (1) 適正な施策の達成指標・目標の設定

施策の進捗状況を判断する基となる指標設定に関しては、前年度評価においても指摘していますが、事務事業評価において、それぞれの視点と総合評価との整合性が図られていないものや、担当者や担当課ごとに評価の仕方にばらつきがあるものが見受けられました。事務局において全庁的に統一した指標設定の考え方や指標設定における好事例等を示し、各担当課において上位計画に基づく指標設定について引き続き見直しが必要と考えます。

そのような点を踏まえ、指標については単に取組の結果を並べるのではなく、その取組が市民の暮らしにどのような成果をもたらしたのかを意識し、それが判断できるような指標の設定を検討いただきますようお願いいたします。

### (2) 職員の評価に取り組む姿勢

行政評価の目的の一つに、職員一人ひとりが行政評価を通じて総合計画の政策体系の中で果たすべき役割を認識しながら、各事業の目的、成果、課題、コストを意識し、市民の視点に立って事業の見直し、事務の改善に取り組むこと、効果的かつ効率的な行政運営に取り組むこととしています。前年度評価においても指摘していますが、事務事業評価と施策評価の整合性が取れていないものがありました。これは施策を進める課長の目指すところと事業の担当者との思いの間に差異があり、職場内でのコミュニケーション不足も感じられました。行政評価を通じ職場内での意見交換や目指す方向性の共有を相互に行い、課題の把握、またその改革・改善策に向けた具体的な方向性も示され、取り組む必要があると考えます。

またこれまでの評価結果の指摘事項が、評価に活かされ見直しにつながっている担当課と、活かされていない担当課もあり、職員の行政評価に取り組む姿勢に温度差が見受けられました。評価に対する考え方等、評価結果を今後の施策展開へ活用されることを希望します。

### (3) 施策評価シートの記載

評価シートや資料だけでは事業内容の詳細が把握できないものもあり、ヒアリングを通じてシートの不明な点について確認することができました。市民は公表されるものだけを見ることとなります。今後どのような方法で施策の目標実現へ向けた事業を展開していくのか、出来るだけ具体的な言葉を用いて、市民の視点に立ったシート作成を心がけてください。

## 5. おわりに

行政評価の意義の一つは、行政が行ったことや行政の働きかけによる対象者の変化を見えるようにする「見える化」です。市民から見て成果や内容がわかりやすい指標となっているのか、市が重点的に取り組んでいることが伝えられているのか等、その施策の取組内容をわかりやすく市民へ説明することが重要です。

今回の評価結果について、今後の市政運営に活かし、限られた予算・人員の中で全職員が創意工夫を凝らして市民サービスの向上を図り、常に市民の目線、立場に立って市政運営に尽力されることを強く願うものです。

### 《参考資料》

#### I. 第三者評価委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	細井 雅代	第2号委員（追手門学院大学 経済学部）
職務代理者	田代 昌孝	第2号委員（桃山学院大学 経済学部）
委員	三軒 将弘	第1号委員（公募市民）
	中澤 幹雄	第1号委員（公募市民）
	津留 真弓	第3号委員（津留真弓税理士事務所）
	松本 洋介	第3号委員（桜橋法律事務所）

#### II. 委員会開催状況

	開催日時	内容等
第1回	令和元年11月11日（月） 10時から12時	・ 第三者評価について説明 ・ 評価対象施策の選定
第2回	令和元年12月25日（水） 13時から16時	・ 6施策についてヒアリング
第3回	令和元年12月27日（金） 13時から16時	・ 6施策についてヒアリング
第4回	令和2年 2月10日（月） 13時から15時	・ 第三者評価についてのまとめ ・ 市長への報告